

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装 TYPE1）事業の外部評価について

■デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装 TYPE1）とは

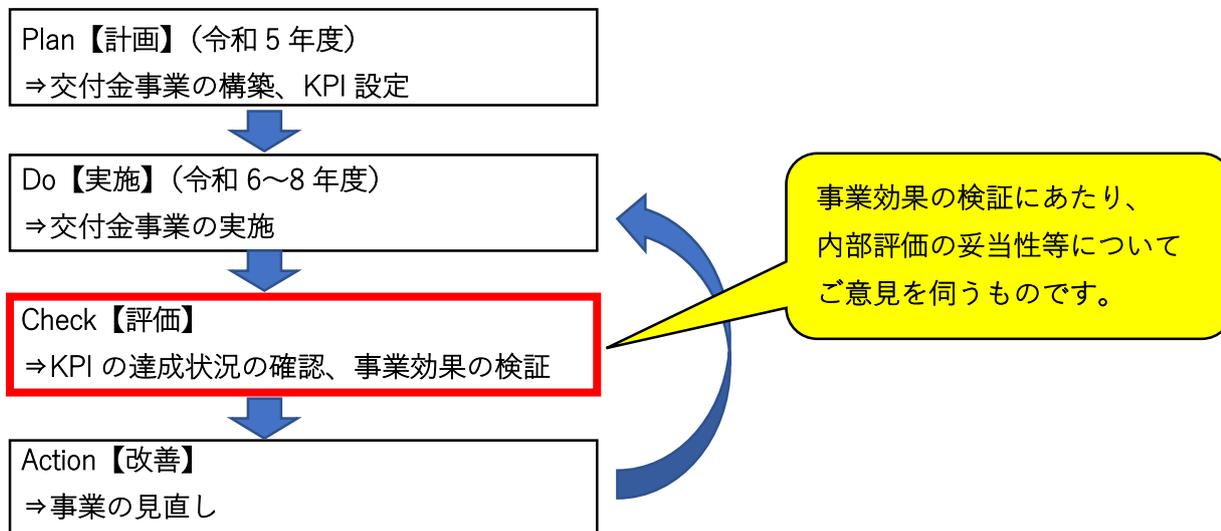
デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を生かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業に取り組む地方公共団体に対し、国がその事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を交付金により支援するもの。

■外部評価対象の事業

交付金種別	事業実施年度	事業名	事業期間
デジタル実装 TYPE1	令和 6 年度	要介護認定デジタル化緊急対策事業	令和 6 年 9 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日

■事業の評価・改善

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱において、「本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業または整備対象施設の利活用方策の実施状況に関する客観的な指標を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。」とある。また、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）事業推進に向けたガイドラインにおいて、「定期的に新規または既存の外部評価委員会による評価体制の構築や外部有識者を実施体制に加えることで、客観的な視点で事業評価を行い、改善点を抽出する。」と示されていることから、本市では、「彦根市高齢者保健福祉協議会」を外部評価委員会として位置付けており、「要介護認定デジタル化緊急対策事業」の効果検証にあたりご意見を伺うもの。



■効果検証の基準

【事業効果】

非常に効果があった	KPI が目標値を上回ったなどの場合
相当程度効果があった	KPI が目標値を上回ることにはなかったものの 目標値を相当程度（7～8割）達成したなどの場合
効果があった	KPI が目標値を上回ることにはなかったものの 事業開始前よりも改善したなどの場合
効果がなかった	実績値が本事業開始前の数値よりも悪化しているなどの場合